

編集にあたって

集計方法について

1 人口動態統計

厚生労働省の平成 29 年人口動態調査の調査票情報を利用し、仙台市分を集計した。

- (1) 仙台市に住所を有する日本人の日本における事件のうち、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに発生したものを収録した。
- (2) 出生、死亡、死産については、住所地によって集計した。
- (3) 婚姻については、夫の住所地について集計した。
- (4) 離婚については、別居する前の住所地について集計した。

2 母体保護統計

母体保護法の規定に基づいて、医師から保健所長へ報告される「不妊手術実施報告書」及び「人工妊娠中絶実施報告書」をもとに平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに発生した事件を、医療機関の所在地によって集計した。

用語の解説

- 出 産 出生と死産を合わせたものをいう。
- 低 体 重 児 体重 2,500 グラム未満の出生児をいう。なお、平成 6 年までは体重 2,500 グラム以下を低体重児として集計していた（平成 6 年母子保健法の改正による）。
- 出 生 順 位 同じ母親がこれまでに出生した児の総数について数えた順序をいう。
- 自 然 増 加 出生数から死亡数を減じたものをいう。
- 乳 児 死 亡 生後 1 年未満の死亡をいう。
- 合計特殊出生率 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率*を合計したもので、1 人の女性がその年次の年齢別出生率で生むと仮定した場合の、一生の間に生む子どもの数に相当する。
* 仙台市では 5 歳階級で算出。（算出方法の詳細は 6 頁「比率の算出方法」参照）

【合計特殊出生率に関する留意点】

21 大都市の合計特殊出生率について、厚生労働省では国勢調査年次のみ算出を行っている。合計特殊出生率の算出に用いる女子人口数について、厚生労働省では国勢調査の確定数を用いているが、本市では毎年の算出を行うことから、住民基本台帳の人口（日本人人口）を用いている（国勢調査年次においても同じ）。また、厚生労働省では合計特殊出生率を年齢各歳で算出している（平成 27 年以降）のに対し、本市では 5 歳階級で算出している。そのため、厚生労働省と本市とでの公表数値に差異が生じることも考えられるので、この点をご留意願いたい。

新生児死亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
妊娠期間	出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による（昭和53年までは、数えによる妊娠月数）。
死産	妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓脾動、随意筋の運動及び呼吸のいずれをも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 (1) 胎児を出生させることを目的とした場合。 (2) 母胎内の胎児が生死不明か、または死亡している場合。
周産期死亡	妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたものをいう。 なお、平成6年までは妊娠満28週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたものである。

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降	優生保護法の施行により、人工妊娠中絶のなかで、妊娠満12週（第4月）以降のものも人工死産に含まれることになった。
昭和24年以降	優生保護法の改正により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含まれることになった。
昭和27年以降	優生保護法の改正により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続きが簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対して、人工妊娠中絶を行うことができるようになった。
昭和43年以降	胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合は、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うことになった。
昭和51年以降	優生保護法により人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準は、従来、通常妊娠満28週（第8月）未満とされてきたが、通常妊娠満24週（第7月）未満となった。
平成3年以降	優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準について、通常妊娠満24週未満が通常妊娠満22週未満となった。
平成9年以降	優生保護法の一部を改正する法律等が施行され、母体保護法となった。